

2 個々の特性に応じた継続的で柔軟かつきめ細やかな切れ目のない支援

目指す姿

発達障害のある児・者が身近な地域において、個々の特性に応じた、きめ細やかで柔軟な個別の支援がライフステージを通じて、切れ目なく受けられる体制が構築されています。

(1) 相談支援体制の充実

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 身近な地域における相談支援の充実 （法第3条，第14条，第23条）	
身近な市町における相談支援体制の充実	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
サポートファイルの見直しと活用の促進	県（健康福祉局），市町
市町等の相談担当職員等の専門性向上研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
学校，職場等，所属する機関での相談体制の充実	県教育委員会 県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
市町と県が連携した重層的な相談体制の構築	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
相談支援事業者における発達障害対応力の向上	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
医療，保健，福祉，教育，労働等の関係機関が連携した相談体制の促進【新】	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
2 専門的・広域的な相談支援体制の充実 （法第3条，第14条）	
身近な場所での専門的な相談支援体制の確保	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
関係機関や市町による相談支援体制の整備に対する支援	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター

<指標>

指標	現状
発達障害者支援センターの相談実人数	333人 (H29年2月現在)

課題、取組の必要性

1 身近な地域における相談支援の充実（法第3条，第14条，第23条）

- 発達障害の支援については、身近な地域において支援を受けることができる体制の整備を図るため、市町が一次支援機関として対応し、県発達障害者支援センターが二次的支援機関として市町をバックアップする重層的な支援体制の整備に引き続き取り組む必要があります。
- 当事者や家族は、相談機関や支援機関が変わるたびに生育歴や支援状況等を説明することが精神的に負担が大きいことから、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて必要な情報を記載し保管するためのサポートファイル等の配付や活用促進が必要です。
- 発達障害児・者の支援に必要な個別の診断結果や生育歴等の情報については、当事者や家族の了解を得て、支援機関間で引き継いでいくことが重要であり、サポートファイルの普及や各関係機関の継続した情報共有体制の整備を図っている必要があります。
- 中山間地域や島嶼部においては、専門的な相談機関が少なく、県発達障害者支援センターへの距離が遠いことから、身近な地域で専門的な相談支援が受ける体制の整備が必要となっています。

2 専門的・広域的な相談支援体制の充実（法第3条，第14条）

- 県発達障害者支援センターでは、年々、増加している「うつや睡眠障害等の精神的な症状」を伴う成人期の発達障害の相談対応や発達障害に係る研修講師の依頼に対応するための体制の整備が必要となっています。

現在の取組

○ 広島県発達障害者支援センター運営事業

- ・ 発達障害児・者に対する相談・普及啓発・研修などに関する県の拠点として、広島県発達障害者支援センターを設置し、発達障害児・者への直接支援のほか、市町や関係機関等に対する間接支援を行っています。
- ・ 身近な地域、市町の相談支援の体制整備を支援する取組としては、県発達障害者支援センターの地域支援体制マネジャーによる現地指導や相談支援従事者等に対するスキルアップ研修を実施しています。

【広島県発達障害者支援センターの業務】

区 分	内 容
相 談 支 援	電話，来所相談等：本人，家族，関係者からの相談に対応
発 達 支 援	アセスメント，支援計画等
機 関 連 携	現地指導，ケース会議，各種委員会への出席，出張相談会
普及啓発・研修	リーフレット配付，講師派遣

○ 県のこども家庭センターによる相談支援

- ・ 発達障害児，知的障害児・者への専門的な相談に際するとともに障害児の施設入所等の必要な支援，市町に対する技術的支援をおこなっています。

(2) 医療支援体制の構築

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 発達障害の診療を行う医療機関の確保 （法第19条，第22条）	
発達障害児・者が身近な地域で診療が受けられる医療機関の確保	県（健康福祉局）
発達障害の診療ができる医師の養成	県（健康福祉局）
発達障害医療に対応するコメディカルの養成	県（健康福祉局）
医療，保健，福祉，教育，労働等の関係機関が連携した相談体制整備の促進	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
2 発達障害の医療支援体制の充実 （法第3条，第19条，第22条）	
発達障害の診療可能な医療機関の情報提供の充実	県（健康福祉局）
発達障害における地域のかかりつけ医と専門医の医療ネットワークの構築	県（健康福祉局）
幼児から小児，思春期，成人期，高齢期のライフステージ間や小児科から精神科への支援体制のスムーズな移行が可能な仕組みの構築	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
医療機関と他の保健，福祉，教育，就労等の関係機関との連携体制の強化	県，市町 県発達障害者支援センター

<指標>

指標	H21年度	H24年度	現 状
発達障害の診療を行う医療機関のうち 県ホームページ公表している医療機関数	68 機関	75 機関	107 機関 (H28 年度現在)
発達障害の診療を行う医師数	91 人	103 人	147 人 (H28 年度現在)

課題，取組の必要性

1 発達障害の診療を行う医療機関の確保（法第19条，第22条）

- 発達障害の早期発見，早期支援を進めていく上で，診療ができる専門医の確保を図り，診療の待ち時間を解消していく必要があります。
- 発達障害の専門医療機関においては，初診までに6ヶ月以上の待機期間となる場合もあり，発達障害の可能性が指摘されても受診できる医療機関が不足している状況が続いています。受診ができない状況が続くと早期の発達支援につながらない可能性があるため，発達障害の診断ができる医師の養成及び医療機関の確保が必要です。
- また，発達障害の専門的な診療を行う中核的な医療機関を確保するため，国立精神・神経医療研究センター等が行う専門的な研修へ県内の医師を派遣する等，専門的な診療を行う医師の確保が必要です。

2 発達障害の医療支援体制の充実（法第3条，第19条，第22条）

- 発達障害児・者は，コミュニケーションの困難さや感覚過敏等の個々の特性から歯科等の医療を継続して受けにくいことがあるため，発達障害の特性に応じた診療を行う医療機関リストの情報提供や医師の養成が必要となっています。
- 県民が必要に応じて発達障害に係る医療支援を受けられるようにするため，地域のかかりつけ医と専門医療機関の医療機関ネットワークや医療，保健，福祉，教育，労働，司法等関係機関との連携体制の構築が必要です。
- 発達障害児・者の診療には，医師だけでなく専門的な検査やカウンセリング等を行うスタッフが必要であり，医療機関間の連携による医療の効果的な提供体制が必要です。

現在の取組

○ 発達障害の診療医療機関に関する情報の提供

平成22年度から，広島県ホームページにおいて「発達障害の診療を行っている医療機関」について県民に対して情報を提供しています。（平成29年2月現在 107医療機関）

発達障害の診療を行っている医療機関（県ホームページアドレス）

広島県トップページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/> 又は

広島 発達障害 医療 検索

→ > 分類でさがす > 健康・福祉 > 高齢者・障害者福祉等 > 障害者支援 > 発達障害の診療を行っている医療機関リスト

○ 発達障害の医療支援体制の構築に向けた検討

県内の発達障害に係る専門医，地域のかかりつけ医，家族の代表等で構成する「発達障害児（者）医療支援体制に係る検討会」を平成26年度から設置し，診療医養成研修プログラムの検討を行っています。

○ 発達障害に係る診療医及び専門医の養成

発達障害児・者が身近な地域で適切に医療を受けることができるよう，発達障害の診断，診療可能な医師を養成するため「発達障害児・者診療医養成研修」を平成27年度から実施しています。

また，平成28年度から地域の中核的な専門医を養成するため，国立精神・神経医療研究センターの発達障害関係の研修へ県内に従事する医師の派遣を開始し，平成28年度から毎年4名の医師を派遣しています。

(3) 災害時の発達障害児・者への支援の強化

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 災害時の発達障害児・者への支援の強化 (災害対策基本法第49条の10から第49条の13)	
災害時の発達障害児・者への円滑かつ迅速な避難支援体制の整備	県(健康福祉局), 市町 県発達障害者支援センター
防災関係部署・関係機関での発達障害児者への理解啓発	県(健康福祉局), 市町 県発達障害者支援センター

課題, 取組の必要性

1 災害時の発達障害児・者への支援の強化

- 災害発生時においては、災害弱者とされる障害のある方々への、円滑かつ迅速な避難や避難所での生活維持等について、障害の種別、程度等に応じた特別な支援が必要です。発達障害のある方は、見た目では障害があるようには見えないことから、それぞれの特性に応じて、どのような対処方法が適切か、理解し、支援を行うことが求められます。

このため、各市町が作成する地域防災計画において、発達障害児・者の視点を盛り込むとともに、発達障害児・者の中には、災害時等の混乱した状態ではパニックに陥る可能性もあることから、平常時から避難行動要支援者名簿の作成、関係者間の名簿の共有、さらに実効性のある避難支援等がなされるよう個別計画の策定等を行う等、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援体制を整備することや防災関係部署や関係機関の職員への発達障害の理解促進が必要です。

- 災害時の発達障害児・者支援について、発達障害情報・支援センターのホームページ*において、災害時における発達障害児・者の支援のポイントがまとめられており、災害支援の実践の場で活用する必要があります。

*ホームページアドレス (<http://www.rehab.go.jp/ddis/災害時の発達障害児・者支援について/>)

現在の取組

- 防災ガイド → <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/bousai.html>

- ・ 市町や障害者団体からの意見、要望等を踏まえ、平成25年に広島県社会参加推進センターにおいて防災ガイドを作成しており、県ホームページに掲載する等関係者間で共有化の取組を行っています。

5 自閉症・発達障害のある方

👏 日ごろの備え

- 避難するときに持ち出す防災リュックを準備し、家族や先生、支援者と一緒に考え、自分の特性に応じた必要なものを入れて用意しておく

- とくに「気持ち安心できるもの」としてイヤーマフ、手触りのいいタオルやお気に入りの本(小さいもの)や、コミュニケーションのための絵カードや筆記用具などは避難所ではなかなか手に入りにくいので用意しておく

👏 安全な避難のしかた

- 落ち着いてまわりの人と一緒に避難しよう
- 近くの人に一緒に避難してくれるよう声をかけて頼んでみよう
- 周りに人がいないときは「誰か助けてください!一緒に避難してください!」と大きな声で人を呼びぼう

- 知的な遅れのない、いわゆる高機能自閉症、高機能発達障害といわれる方でも、混乱した状況ではパニックに陥りやすいので、できれば各地域で整備する「要支援者名簿」に登録するなど、支援が必要なことを周りの人に知っておいてもらう

- 対人関係で配慮が必要なことや、忘れてはいけない大切な事項(複数の連絡先など)を記載した「助けてカード」((社)日本自閉症協会発行の防災・支援ハンドブック参照)などを利用して、見えるようにしておく

- 「助けてカード」(上記参照)と一緒に避難してくれる人や避難所の人に必ず見せて、自閉症・発達障害としての特性や配慮が必要であることを知らせよう
- 家族の人と別々のときは、安全なところに着いたら連絡をしよう。自分で連絡することが難しいときは、近くの人に連絡先を示して連絡をとってもらおう

- 避難するときや避難所にいるときは、家族や支援者と出会うまで、一緒にいる人や避難所の人の指示に従おう

🌱 自閉症・発達障害のある方を支援するために 🌱

自閉症・発達障害のある方は、その特性から生活上の生きにくさをもっていますが、すぐれた記憶力、視覚情報に強いなどの強さを持っています。災害時には特性をふまえた支援が必要です。

自閉症・発達障害の特性	災害時に注意する行動
想像力が強い、全体を把握するのが苦手 変化に対する不安や抵抗、こだわりが強い コミュニケーションの困難さ 対人関係の困難さ 感覚の過敏・過剰がある	避難の必要性が理解できない いつもと違う状況で強く不安を感じる 困っていることが伝えられない 避難所生活になじまない 痛みが平気だった、けがなどに気づかないことがある

👏 避難誘導のしかた

- 避難を促す。どこに、だれと避難するか。予定と見違しを示すことで決定します。
- 一斉に伝えるだけでなく、個別の声をかけます。
- 本人が申告しないケガや病気にも注意します。
- 大きな声、音におびえることが多いので、ゆっくりめと声をとんとんと声でやさしく伝えます。
- 興奮したときは、その場から離れて気持ちを鎮めます。
- 自閉症・発達障害のある方と一緒に避難することになったら、その人の特性に応じて、できるだけ具体的に、分かりやすく、可能であれば書いて見せるなど視覚的に伝えるように配慮をします。

👏 避難所で心がけたいこと

- 産布団やイスなどで居場所を設定したり、パーティション(間仕切り)を設置します。
- こだわりがあって洋式トイレしか使えない人がいるので、簡易式トイレや洋式便座を用意します。
- 感覚過敏のため、特定の食べ物しか食べられない人のために配慮をします。
- 配給や物資調達などで、本人が一人残されないよう配慮します。
- 自閉症、発達障害の特性を理解しているスタッフやボランティアを確保して、本人、家族と他の避難者との相互理解を図ります。

👏 自閉症のある方への対応のしかた

- 社団法人日本自閉症協会「防災・支援ハンドブック」(本人・家庭用と支援者用があります)
<http://www.autism.or.jp/bousai/index.htm>
- 自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック-支援する方へ(携帯版)※旧版の内容です
<http://www.autism.or.jp/cgi-bin/saigai/bousai-hb/hb-siensya-1.htm>

👏 発達障害のある方への対応のしかた

- 発達障害情報・支援センター「災害時の発達障害児・者の支援について」
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

★自閉症、発達障害への対応については、知的障害、精神障害、小さな子どもがいる家族の項目も参照してください

(防災ガイド P.23~24 抜粋)

(4) ライフステージを通じた支援の継続

<取組の方向>

取組の方向	担当
1 支援者間のつながりの強化 （法第2条の2，第3条，第9条の2）	
地域自立支援協議会等を活用した個別支援の引き継ぎ，ライフステージを通じた支援のコーディネート体制の充実	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
サポートファイルの見直しと活用の促進 発達障害ハンドブック（特性・支援シート）の活用促進	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
関係機関の相互の情報共有体制，連携支援体制づくりの促進	県，市町 県発達障害者支援センター
幼児期から学校卒業まで一貫した指導，支援を行うための体制の整備（校種間，関係者間等の連携体制の構築）	県，市町 県発達障害者支援センター
広島県発達障害児（者）支援連携委員会（法第19条の2 発達障害者支援地域協議会）による関係者間の連携の強化	県，市町 県発達障害者支援センター

課題，取組の必要性

1 支援者間のつながりの強化（法第2条の2，第3条，第9条の2）

- 発達障害児・者の個々の特性や支援ニーズも多様であり，地域の関係機関が，当事者の年齢，特性，各ライフステージにおけるこれまでの支援内容や課題等の情報を共有し，連携して支援することは当事者や家族の精神的な負担の軽減や円滑な支援の継続につながり大変重要です。
- 一人ひとりの発達障害児・者に「切れ目のない支援」を実施するためには，乳幼児期，保育所・幼稚園から小学校入学時や学校間の支援内容の連携，個別支援計画の作成時等，地域の関係機関における支援連携体制をコーディネートする仕組みの整備や人材の確保及びライフステージの移行期における情報共有等の連携体制の構築が引き続き必要です。
- 市町では，地域自立支援協議会等の開催や関係者間が連携した支援を推進しており，市町に対しては県発達障害者支援センターによる研修や地域支援マネージャー等による市町，関係機関への後方支援を今後も継続する必要があります。
- 発達障害児・者の支援ニーズに気づいた段階から各支援機関との情報共有のツールとして作成された「サポートファイル」の活用は，地域により異なっており，各市町における活用の促進及び活用しやすい内容の見直し等も必要となっています。また，県発達障害者支援センターが作成した「発達障害ハンドブック」の特性・支援シートも各支援機関で活用される必要があります。
- なお，広島県発達障害児（者）支援連携委員会は，地域における発達障害者支援についての実情や今後の課題を共有し，各関係者が共通認識を持ちながら取組を推進する検討組織であり，継続していく必要があります。

現在の取組

○ サポートファイルの活用促進

サポートファイルは，必要な方には居住地の市町において配付しています。
また，広島県ホームページにおいて情報提供しています。

広島県トップページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/> 又は

サポートファイル

検索

→ > 健康・福祉 > 高齢者・障害者福祉等 > 障害者支援 > 障害のある人のためのサポートファイルについて

- 特別支援教育コーディネーター研修の実施【Ⅲ-1-(2) 再掲：P15】
- 県発達障害者支援センターによる人材育成【Ⅲ-6 再掲：P36】
- 広島県発達障害児（者）支援連携委員会の設置・開催【Ⅰ-1-2 再掲：P1】